

資料 3

災害時の救護活動についての協定書

千葉県を甲とし、社団法人千葉県歯科医師会を乙とし、甲乙間において次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、千葉県地域防災計画に基づき、甲が行う救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、千葉県地域防災計画に基づき救護活動を実施する必要が生じた場合は、必要に応じ乙に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき、甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

(救護計画の策定)

第3条 乙は、前条第1項に定める救護活動を実施するため、災害救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の災害救護計画を策定するに当たっては、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、次の業務を行う。

(1) 傷病者に対する応急措置

(2) 県が設置する避難所救護センターにおける歯科巡回診療等の実施

(防災訓練への参加)

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

(費用弁償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の編成、派遣に伴うもの

ア 救護班の編成、派遣に要する経費

イ 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

ウ 救護班の歯科医師等が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(2) 防災訓練時における救護活動の前(1)に係る経費

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(その他)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新され、以降同様とする。

平成8年8月30日

甲 千葉市中央区市場町1番1号
千葉県
千葉県知事 沼田 武

乙 千葉市中央区千葉港5番25号
社団法人 千葉県歯科医師会
会長 尾崎至郎